

標題

マン島籍船の救命設備に関する特別要件

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0485
発行日 2002 年 10 月 25 日

各位

今般、マン島政府から、救命設備に関して、次の通知がありましたのでお知らせ致します。

1. 進水用のつり索の保守

- (1) 救命艇又は救命いかだ進水用のつり索は、30 ヶ月を超えない間隔で振り替え、かつ、つり索の劣化により必要な場合又は 5 年のいずれか早い時期に新替しなければならないが、つり索が連続しているために振り替えができない場合には、24 ヶ月を超えない間隔で救命艇又は救命いかだを格納している状態でつり索が滑車に当たる部分を当たらないように調整し、つり索の劣化により必要な場合又は 4 年のいずれか早い時期に新替すること。
- (2) 上記(1)にかかわらず、適当な品質を有するステンレス鋼製のつり索を使用している場合、1974 年 SOLAS の 1996 年改正 第Ⅲ章 第 20.11.1 規則に従って詳細検査を行い、劣化、機械的損傷又は他の欠陥の兆候がない場合に限り、製造者又は供給者の推奨する使用期限内に新替する必要はない。ただし、30 ヶ月を超えない間隔で救命艇又は救命いかだを格納している状態でつり索が滑車に当たる部分を当たらないように調整すること。

2. 荒天時揚収ストラップ

救命艇を救助艇として兼用し、他に救助艇を持たない場合、1974 年 SOLAS の 1996 年改正 第Ⅲ章 第 17.5 規則に要求される荒天時に救命艇/救助艇を安全に揚収するための装置を備えること。同要件は 1998 年 7 月 1 日前に建造された船舶についても適用しなければならない。

3. 救命胴衣

- (1) 当直要員用、並びに、離れた位置にある救命艇又は救命いかだ用として、少なくとも次の人数分の追加の救命胴衣を備えること。ただし、これら追加の救命胴衣の数量が乗組員の人数を超える必要はない。
 - (i) 乗組員の人数が 16 名を超えると、同人数の 25% の数。
 - (ii) 乗組員の人数が 16 名以下のとき、4 個。
- (2) 自由降下式救命艇を備える全ての船舶にあつては、同救命艇の定員数分の LSA Code に適合する膨脹式救命胴衣を備えること。なお、本船に備える固型救命胴衣に加えて、膨脹式救命胴衣を備える場合には、自由降下式救命艇の乗艇場所の近くに適当なコンテナに収納して備えるのが望ましい。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

4. イマーシヨンスーツ及び耐暴露服

- (1) 船舶が次の海域を航行する場合、イマーシヨンスーツ及び耐暴露服は断熱型のものでなければならない。
 - (i) 北緯 65 度以北の大西洋、
 - (ii) 北緯 55 度以北の太平洋、
 - (iii) 南緯 50 度以南の海域、又は
 - (iv) 12 月 1 日から 4 月 30 日までの期間における東経 10 度以东のカテガット海峡及びバルト海一帯。
- (2) 船舶が北緯 20 度と南緯 20 度の間を専ら航行する場合、1974 年 SOLAS の 1996 年改正 第Ⅲ章 第 32.3 規則に要求されるイマーシヨンスーツは搭載しなくてもよい。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 材料艀装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2057

E-mail: eqd@classnk.or.jp